

## 平成27年第3回定例会(平成27年9月25日)

### 厚生環境教育委員会委員長

去る九月十日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第七十一号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第三号)』関係部分、ほか五件について、九月十一日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第七十一号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第三号) 関係部分』についてであります。

「市民課」関係部分では、当局より、社会保障制度・税番号制度導入に伴い通知カードの追記事項の記入を行うための券面印字システム借り上げ料の債務負担行為や、歳出ではセキュリティに関する整備及び通知カード及び個人カード発行に関する事務機器や人件費を、歳入では、通知カード及び個人カード再発行に係る手数料収入や、個人番号カードを交付する事務費に対する国庫補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員より、マイナンバー導入に伴うセキュリティリスクについての質疑がなされ、当局より、特定個人情報保護委員会で審査を受けて合格しているが、人的なことでの漏出などはセキュリティ研修等を含めて万全の体制をとって厳重にやっていきたいとの答弁がなされ、これを了といたしました。

また、福祉保健部の障害福祉課、児童家庭課、高齢者福祉課、健康づくり推進課からもマイナンバー制度導入に伴うシステム改修の経費とそれに伴う国庫補助金を補正計上しているとの説明がそれぞれなされました。

次に、「社会福祉課」関係では、臨時福祉給付金給付事業において、給付金及び事務費について、実績報告額との差額を国庫へ返納するため、補正計上したといった説明がなされました。

また「児童家庭課」関係では、県の補助基準額の変更等に伴い、放課後児童クラブに対する委託契約基準額が増額したことによる委託料の増額や、保育環境の整備と保育内容の更なる充実を図るため、本年四月に施行された「子ども・子育て支援新制度」における給付制度の改正に伴い、見直しをした認可外保育施設の助成費を、さらに、平成二十六年度に実施した子育て世帯に対する臨時特例給付金給付事業において、給付事業費補助金及び給付事務費補助金が確定したことにより生じた超過額の国庫返納金を補正計上したとの説明がなされました。

委員から本市は認可外保育施設の支援について県下でききがけて取組みを開始したが、認可外保育施設を認可施設に移行することにより、さらに施設数の

確保や保育の質の向上に取り組んでもらいたいとの要望がなされ、当局より、認可保育施設の定員を増やすなどの対応を行ってきたが、認可外保育施設を認可保育所に移行させていくには、認可に伴う様々な条件のクリアや市内各園の規模や配置状況の適正化なども含め、計画的な取り組みが必要である旨の答弁がなされました。

「高齢者福祉課」関係では、介護施設等のスプリンクラー整備支援事業費を。

「生涯学習課」関係では、中央公民館の駐車場にあるホルトノキの伐採委託料と少年自然の家おじかの配水地までの揚水ポンプが故障したことに伴う取り替えの経費を補正計上したとの説明がなされました。

採決におきましては、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から、反対である旨の意思表示がなされましたが、『議第七十一号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算（第三号）関係部分』については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第七十五号 平成二十七年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）』についての審議では、高齢者福祉課から、歳入として平成二十七年度において介護報酬が改定されたこと等に伴うシステム改修費の補助金や介護予防事業及び包括的支援事業における地域支援事業交付金で平成二十六年度決算に伴う精算により国・県からの追加交付額や繰越金の追加額が生じたとの説明がなされました。

歳出では平成二十六年度決算額で生じた国や県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金への精算返還金が生じたこと、及び剰余金からそれら返還金を除いた金額を基金に積み立てる旨の説明がなされました。

採決におきましては、『議第七十一号』と同様に、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から、反対である旨の意思表示がなされましたが、『議第七十五号 平成二十七年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）』については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

予算外の議案についてですが、まず『議第八十一号』につきましては、市民課から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、通知カード及び個人カードの再交付に係る手数料を定め、並びに住民基本台帳カードの交付に係る手数料を削除することに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に『議第八十二号』につきましては、教育総務課から西小学校と青山小学校を統合し、山の手小学校を設置することに伴い、別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うとの説明がなされました。

『議第八十三号』では学校教育課から、別府市教育委員会として、多くの生

徒及び学生に対して募集を広げるため、別府市奨学金に関する条例から二年以上という保護者の居住年数を削除する条例の改正を行うとの説明がなされました。

最後に、『議第八十四号』につきましては、環境課から、し尿処理場春木苑の更新が予定されており、その施工前に生活環境影響調査を実施、その結果を公表し、お住まいの方々等のご意見をいただきながらいい施設を作るため、その手続を定める条例を制定するとの説明がなされました。

委員からは地元との協議を尊重し、徹底的な情報公開、透明性を確保しながら事業をすすめてもらいたいとの要望がなされ、当局からは大きな経費をかけてやる一大プロジェクトという捉え方をしており議会や地元の方にも納得していただけるようなものを造っていきたいとの答弁がありました。

以上、五議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。